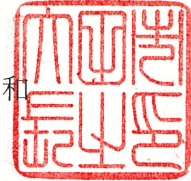


大田市公告 第34号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定に基づき地域農業経営基盤強化促進計画を変更したので、同条第8項の規定により、下記の通り公告する。

令和8年3月31日

大田市長 楫野弘和



記

- 1 地域計画の区域
37地区 別紙のとおり
- 2 地域計画の内容
別紙のとおり
- 3 縦覧期間
令和8年3月31以後、常時据え置くこととする。
- 4 縦覧場所
大田市役所 農林水産課 及び 農林水産課ホームページ
※庁舎での縦覧は、土曜日、日曜日、祝日を除く、開庁時間に限る。